

今泉中学校PTA規約

第 1 章 名 称 及 び 事 務 局

- 第 1 条 この会は、今泉中学校PTAと称し、事務局を今泉中学校に置く。
所在地 神奈川県海老名市上今泉1840番地

第 2 章 目 的 及 び 活 動

- 第 2 条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第 3 条 この会は前条の目的を達成するために次の活動をする。
1. よい保護者、よい教職員になるよう努める。
 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の生活を指導する。
 3. 生徒の生活環境をよくする。

第 3 章 方 針

- 第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関に協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行なわない。
 3. この会、又は、この会の役員の名で公私の選挙候補者を推薦しない。
 4. 学校の人事、その他運営には干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 5 条
1. この会の会員は、今泉中学校に在籍する生徒の保護者、教職員をもって構成し、自由意思で入会し、また退会することができる。
 2. この会への入会希望者は入会届を提出することによって入会することができる。また、退会希望者は退会届を提出することによって退会することができる。ただし、生徒の卒業や転校又は教職員の勤務校の異動や退職により、会員資格を失うものは、退会届の提出はこの限りではない。
- 第 6 条 この会の会員は会費を納めるものとする。
会費については細則で定める。
- 第 7 条 会員は全て平等の権利と義務を有する。
- 第 8 条 この会は、海老名市PTA連絡協議会の会員となる。

第 5 章 経 理

- 第 9 条 この会の活動に関する経費は会費、寄附金及びその他の収入によって支弁する。
- 第 10 条 この会の経理は総会において議決された予算にもとづいて行う。
- 第 11 条 この会の決算は会計監査を経て総会において承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 組 織

第13条 この会の組織は次の通りとする。

1. 役員
2. 会計監査委員
3. 運営委員
4. 臨時委員

第14条 この会の議決機関は次の通りとする。

1. 総 会
2. 運営委員会

第7章 総 会

第15条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第16条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は年1回開催するものとし、年度の始めに開催し、書面により議決権を行使するものとする。但し、役員が必要と認める場合はこの限りではない。
2. 臨時総会は運営委員が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

第17条 総会の定数は、会員の5分の1以上とし、書面の提出があった場合に成立する。但し、総会が集合開催となった場合の出席会員数の確認にあたっては委任状の提出をもって出席とみなす。

第18条 総会の議事は、書面の提出者の過半数（又は集合開催の場合は出席者の過半数）をもって決し、賛否同数の場合は会長が決する。

第8章 役 員

第19条 この会の役員は次の通りとする。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 書 記 3名（内1名は教職員）
4. 会 計 2名（内1名は教職員）

第20条 役員は相互に意見を交換し、この会の運営、活動の基本を検討する。

第21条 役員は他の役員及び会計監査委員を含むいかなる委員も兼ねることは出来ない。

第22条

1. 役員は会員中より選出され、総会の承認を得て任命される。
2. 役員の選出は年度の終了前に行なう。
3. 役員の選出方法については細則で定める。

第23条 役員の任期は1年とする。但し、同じ役員の職について再選1回は妨げない。役員は引き続いて他の役員に選出されることが出来る。

第24条 役員の職務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を総括し、総会、運営委員会を召集する。
2. 会長は役員を選出する目的で開く会合及び会計監査委員の集会を除く全ての集会に出席し意見をのべることが出来る。
3. 会長はこの会の活動に必要なボランティア人員をいつでも募集することができる。
4. 会長は運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員を委嘱する。
5. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
6. 書記は議事ならびに重要事項を記録し、会長の指示によりこの会の庶務を行なう。
7. 会計はこの会の一切の会計事務を処理し、会計監査を経て、総会において決算を報告する。

第9章 会計監査委員

第25条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置く。

第26条 会計監査委員は会員中より選出し、総会の承認を得て決定する。

第10章 運営委員会

第27条 運営委員会の構成は次の通りとする。
役員、校長、教頭及び学校書記

第28条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. この規約に定められているものの他、各種委員会の権限以外のこの会の運営に関する案件を処理し、各種委員会の連絡調整にあたる。
2. 総会に提出する収支決算及びその他の議案の調整ならびに議事日程の立案にあたる。
3. その他の重要事項を審議処理する。

第29条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、又は、構成委員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第30条 運営委員会の議長は役員の中から互選により選出する。

第31条 運営委員会は構成員の3分の1以上の出席がなければ会を開き議決することが出来ない。
議決は出席者の過半数とする。
但し、規約及び細則の制定、改廃等重要な議題を審議・採決する場合は4分の3以上の出席を必要とし、採否の決定は出席者の3分の2以上とする。

第32条 運営委員会は審議事項に関する意見を聞くために、構成委員以外の会員の出席を求めることが出来る。

第11章 臨時委員会

第33条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることが出来る。

第34条 臨時委員会について必要な事項は、細則で定める。

第 1 2 章 慶 弔

第 3 5 条 会員の慶弔、その他の事項に際して慶弔の意を表すことが出来る。慶弔規程は別に定める。

第 1 3 章 事 業 年 度

第 3 6 条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 1 4 章 細 則

第 3 7 条 この会の運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限り、運営委員会において制定又は改廃することが出来る。

第 3 8 条 運営委員会において制定又は改廃した細則は、次期定期総会または臨時総会において報告を得なければならない。

第 1 5 章 改 正

第 3 9 条 この規約の改正は運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があったときに総会に提案するものとする。

第 4 0 条 この規約は総会において議決権行使の提出者又は出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

第 1 6 章 個人情報取り扱い

第 4 1 条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付 則	本規約は昭和59年	5月12日制定
	本規約は平成 6年	4月30日改正
	本規約は平成18年	4月27日改正
	本規約は平成19年	4月26日改正
	本規約は平成20年	4月24日改正
	本規約は平成22年	4月28日改正
	本規約は平成31年	4月19日改正
	本規約は令和 2年	6月17日改正
	本規約は令和 5年	4月21日改正
	本規約は令和 5年11月	25日改正
	本規約は令和 6年	4月26日改正
	本規約は令和 7年	4月25日改正

今泉中学校 P T A 細 則

第 1 章 会 費

- 第 1 条 会費は 1 会員（1 世帯）につき年間会費 2, 4 0 0 円とする。
- 第 2 条 会費の徴収は、銀行引き落としとする。
- 第 3 条 会費は原則として年間会費を 6 月に一括納入する。
- 第 4 条 年度中途の入会、退会による会費の徴収は 1 か月を単位として月額 2 0 0 円で計算する。
- 第 5 条 中途入会者の会費は入会した月分から、また中途退会者の会費は退会の月まで徴収するものとする。

第 2 章 役 員

- 第 6 条 役員の中、書記及び会計の各 1 名は教職員から選出する。
- 第 7 条 本校 P T A 本部の役職数は原則 6 名となっている。特に必要な場合に限り、会長を除き、役員の増員をすることができる。また増員した本部役員の役職の委託を会長に委ねる。

第 3 章 臨 時 委 員 会

- 第 8 条 臨時委員会として次の委員会を置く。
1. 予算委員会
 2. 周年記念行事など、特別な事項につき運営委員会が必要と認めた委員会
- 第 9 条 予算委員会の任務及び構成は次の通りとする。
1. P T A の次年度の収支予算案を審議する。
 2. 予算委員会の審議を経た収支予算案は、年度始めの総会に提出され、総会の承認を得なければならない。
 3. 予算委員会の構成は次の通りとする。
新年度の役員候補者、旧年度の役員、及び校長、教頭、学校書記とする。
 4. 予算委員会の開催は年度の終了前に行なうように努める。

第 4 章 改 正

- 第 1 0 条 この細則は運営委員の 4 分の 3 以上が出席した運営委員会で、3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

- 付 則
- | | | |
|--------------|-----------|----|
| 本細則は昭和 5 9 年 | 5 月 1 2 日 | 制定 |
| 本細則を平成 6 年 | 4 月 3 0 日 | 改正 |
| 本細則を平成 8 年 | 4 月 2 6 日 | 改正 |
| 本細則を平成 1 4 年 | 4 月 2 5 日 | 改正 |
| 本細則を平成 1 5 年 | 4 月 2 8 日 | 改正 |
| 本細則を平成 1 8 年 | 4 月 2 7 日 | 改正 |
| 本細則を平成 1 9 年 | 4 月 2 6 日 | 改正 |

本細則を平成22年	4月28日改正
本細則を平成25年	4月25日改正
本細則を平成28年	4月22日改正
本細則を令和元年	8月31日改正
本細則を令和3年	4月23日改正
本細則を令和5年	4月21日改正
本細則を令和5年11月	25日改正
本規則を令和6年	4月26日改正

今泉中学校 P T A 慶弔規程

(適用範囲)

第 1 条 本規程は、今泉中学校 P T A 会員及びその家族に対する慶弔に関して適用する。

(死亡弔慰金)

第 2 条 次の方が死亡された場合、次の目安を基に弔意を表するものとする。

	香 料
会員本人	5, 0 0 0 円
配偶者	5, 0 0 0 円
在籍生徒	5, 0 0 0 円

(災害見舞金)

第 3 条 災害にかかる見舞金については、事案ごとに運営委員会にて協議するものとする。

(特例)

第 4 条 上記条項に定めていない事項で特別の事情が発生した場合は、運営委員会にて協議の上決定する。

(返礼の辞退)

第 5 条 上記の弔慰金及び災害見舞金に対する返礼は、これを辞退する。

(規程の改正)

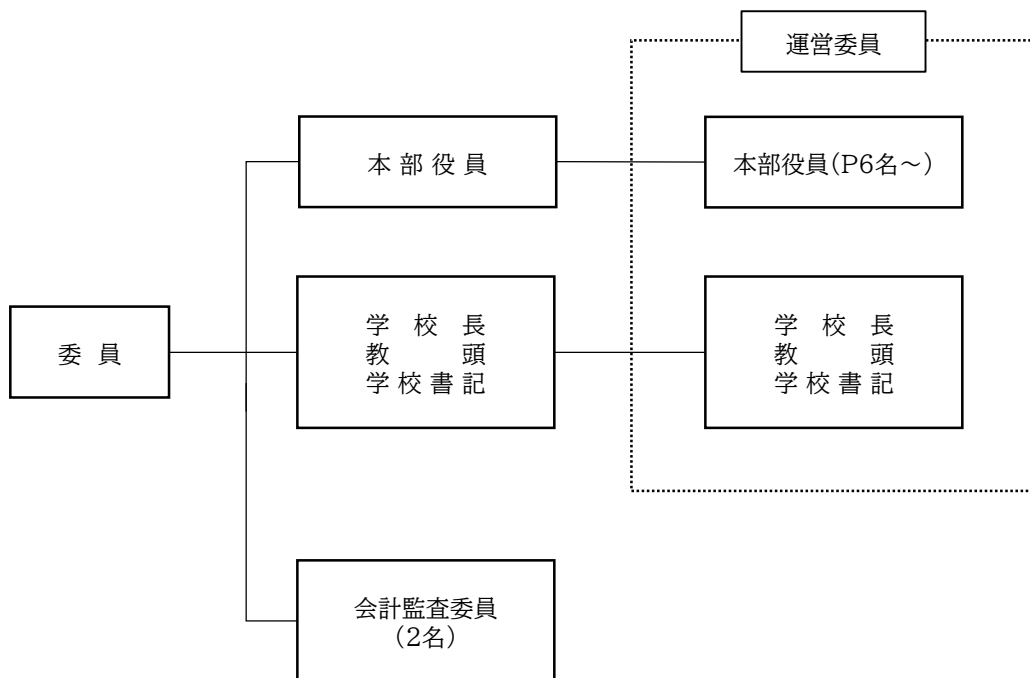
第 6 条 本規程の改正は、総会または運営委員会の議決をもってすることとする。

付則

本規程は、令和 6 年 4 月 2 6 日から施行する。

P T A の 組 織

★委員の構成



★審議機関

